

低入札価格調査制度に関する事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成15年1月28日 総務第1100号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け出総第9号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年9月16日付け出総第160号一部改正</p> <p>第1～第3 〔略〕 (失格基準価格の設定)</p> <p>第3の2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、入札価格の低い順に入札者 <u>(予定価格を超過して入札した者を除く。)</u> の8割 (小数点以下切上げ) の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額 (1円未満切捨て) <u>を失格基準価格として設定するものとする。ただし、算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとする。</u></p> <p><u>なお、入札者が5者未満の場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>第4～第6 〔略〕 (数値的判断基準による判定)</p> <p>第6の2 〔略〕</p> <p>2 入札執行者は、入札課長又は広域振興局の <u>経営企画部長 (県南広域振興局を除く)、総務部長、地域振興センター所長又は総務センター所長 (以下「広域振興局経営企画部長等」という。)</u> に前項の結果を速やかに報告するものとする。</p> <p>3 入札課長又は広域振興局 <u>経営企画部長等</u> は、前項の規定により入札執行者から報告された判定結果に誤りがないか確認するものとする。</p> <p>4、5 〔略〕</p> <p>第7～第14 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成15年1月28日付け出総第1100号) ～ (令和2年9月16日付け出総第160号) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成15年1月28日 総務第1100号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け出総第9号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年9月16日付け出総第160号一部改正、<u>令和3年3月8日付け出総第345号一部改正</u></p> <p>第1～第3 〔略〕 (失格基準価格の設定)</p> <p>第3の2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、<u>次のとおり失格基準価格を設定するものとする。ただし、下記(1)及び(2)において算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 入札者 (予定価格を超過して入札した者を除く。以下、第3の2において同じ。) が5者以上の場合は、</u>入札価格の低い順に入札者の8割 (小数点以下切上げ) の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額 (1円未満切捨て)</p> <p><u>(2) 入札者が4者又は3者の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割 (小数点以下切捨て) の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額 (1円未満切捨て)</u></p> <p><u>(3) 入札者が2者又は1者の場合は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額 (1円未満切捨て)</u></p> <p>第4～第6 〔略〕 (数値的判断基準による判定)</p> <p>第6の2 〔略〕</p> <p>2 入札執行者は、入札課長又は広域振興局の <u>審査指導監</u> に前項の結果を速やかに報告するものとする。</p> <p>3 入札課長又は広域振興局の <u>審査指導監</u> は、前項の規定により入札執行者から報告された判定結果に誤りがないか確認するものとする。</p> <p>4、5 〔略〕</p> <p>第7～第14 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成15年1月28日付け出総第1100号) ～ (令和2年9月16日付け出総第160号) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和3年3月8日付け出総第345号)</u></p> <p><u>この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p>
改 正 理 由	ダンピング防止対策の強化に伴う所要の整備